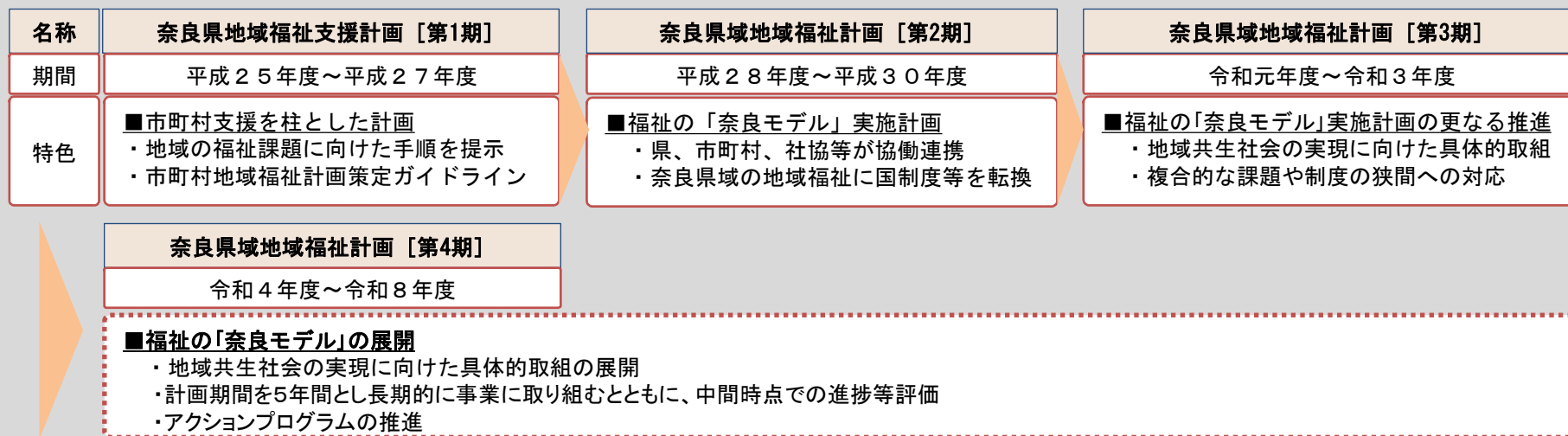


1. 県地域福祉計画の経過



2. 法改正・国等の動向

年 月	概 要
平成27年 4月	生活困窮者自立支援法施行(自立相談支援、住居確保給付金、就労準備支援、子どもの学習支援等)
平成28年 4月	成年後見制度の利用の促進に関する法律公布、改正自殺対策基本法施行
平成28年 6月	「ニッポン一億総活躍プラン」において「地域共生社会」を位置づけ
平成28年10月	「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)」設置 ※平成28年12月「中間取りまとめ」、平成29年9月「最終とりまとめ」公表
平成30年 4月	改正社会福祉法施行 ○地域生活課題を把握して、多様な主体が連携して解決を図る ①地域住民と世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労、教育に関する課題 ②地域社会からの孤立に関する課題、③あらゆる分野に参加する機会の確保の課題 ○市町村による包括的支援体制の整備 ○地域福祉計画策定の努力義務化
令和 元年 5月	「地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)」設置 ※令和元年7月「中間とりまとめ」、令和元年12月「最終とりまとめ」公表
令和 2年 6月	社会福祉法等改正法案(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案)一部施行 ※市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定(重層的支援体制整備事業)は令和3年4月施行 ○市町村の包括的な支援体制の構築の支援 ○地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 ○医療・介護のデータ基盤の整備の推進 ○介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 ○社会福祉連携推進法人制度の創設

3. 社会背景

- 地域からの孤立や複合的な課題を抱えた人の顕在化
※ 8050問題、ひきこもり、ごみ屋敷、低所得不安定雇用層、ひとり親世帯、高齢者の単身世帯 等

4. 課題

- 複合的な課題に対し、障害福祉・高齢者介護等分野別の支援だけでは十分に対応できない場合がある
 - ・ 複数分野にまたがる課題に対して単一機関や個人で対応することが困難
 - ・ 本人が自らの抱える課題について認識していない、相談先が分からない

5. 次期計画で重点的に取り組む項目

- 自ら支援につながる人が難しい人に対するアウトリーチ等を通じた課題の把握
- 複合的な課題に対して、包括的な相談支援を実施
- 庁内連携及び多機関連携の仕組みの構築
- 多様な支援を可能とする社会資源の創出
- 地域力強化にむけた、住民主体の取組を推進